

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年度（2018年度）第17回（定例会）

署名人 比嘉佳代

教育長 田端一正

開催日時 平成31年（2019年）1月8日（火）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時15分

開催場所 那覇市役所10階 1001会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

（総務課）仲程直毅課長、森田勝副参事、加藤和歌子主査、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

（学校教育課）馬上晃課長、上江洲寛副参事、新垣朝成管理主事、高良和稔主事

（学校給食課）伊禮弘匡課長、久貝斉主幹、幸地英子主査

（学校給食センター）仲村功所長

議事日程 ※日程1～4は非公開案件に該当。ただし、日程2～3の会議録は議会への議案提出後に公開。

- 1 報告1 教育長が専決したことについて ※教職員の退職について 【学校教育課】
- 2 議案第28号 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について 【学校給食課】
- 3 議案第29号 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について 【学校給食課】

4 議案第 30 号 平成 31 年度那覇市一般会計予算に関する意見の申出について 【総務課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 ハイサイ、平成31年になりました。今年初めての教育委員会会議になります。

平成30年度第17回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は比嘉委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。では、まず会議の非公開について、諮りたいと思います。報告1は、個人に関する情報が含まれ、当該個人が特定されるため、非公開とすることが適当であると思われまふ。次に議案第28号と議案第29号については、議会への提案前の内容が含まれるため、非公開とすることが適当であると思われまふ。議案第28号と議案第29号の会議は非公開で行いまふが、会議録は、那覇市議会への議案の提出後に公開したいと思ひます。最後に議案第30号につきましても、予算に関する案件であるため、非公開とすることが適当であると思われまふ。それでは会議の非公開の可否について採決いたします。報告1、議案第28号、議案第29号、議案第30号については、非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 異議なしとのことですので、全日程を非公開といたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

～ 非公開 ～

田端教育長 議案第28号と議案29号は関連しますので、一括して審議を行います。議案第28号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、議案第29号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは奥間学校教育部長、お願ひします。

奥間部長 議案第28号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり市長に申し出る。平成31年1月8日提出。教育長 田端一正。提案理由 那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定のため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長に意見を申し出るので、この案を提出する。続きまして議案第29号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」、那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について、別紙のとおり市長に申し出る。平成31年1月8日提出。教育長 田端一正。提案理由 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定のため、市議会に提案予定の条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出るので、この案を提出する。議案第28号と議案第29号の詳細は学校給食課から説明をいたします。

田端教育長 それでは伊禮学校給食課長、お願ひします。

伊禮課長

議案第28号の方ですけれども、資料の2ページをご覧ください。議会に提出する際の提案となっておりますけれども、内容としましては、学校給食の運営全般を担当する新たな附属機関を設けることに伴い給食センターの運営機関を廃止し、及び新たに高良学校給食センターを設置し、並びに所要の規定の整備を行うため、この案を提出するとなっております。3ページの方は、給食センター設置条例の一部を改正する条例の中身でございますけれども、まず第1条の方は、出だしの部分は字句の整理で、「本市は」という部分を削っております。こちらの方は、図書館条例、あるいは教育研究所条例等ですね、合わせて整理する部分でございます。次の「学校給食センター」の方ですが、通常、正式には「那覇市学校給食センター」という形で使われておりますので、その名称を置きたいという主旨でございます。続きまして第2条の方は、学校給食センターの名称及び位置となっておりますけれども、那覇市学校給食センター、それぞれの施設としての位置づけにし、給食センターの施設の名称及び位置ということで、こちらの方は、現行、首里学校給食センターから始まって、現在、上間給食センターで12施設ございます。新たに次年度はですね。開所予定の高良学校給食センターが、現在、工事中でございますけれども、当初の予定では今年度中に完成の予定ではあったんですけれども、ちょっと工事の進捗が遅れていまして、完成が今度の4月にずれ込む予定となっております。そういうことで、新たに設置する部分を条例にて位置づけるというものです。改正前の第3条の方ですけれども、給食センター運営委員会の設置根拠になっておりますけれども、そちらの方は議案第29号で新しく附属機関を設けることに伴って、給食センター運営委員会を廃止したいということの部分でございます。第3条はそちらを削って、給食センターの所長、その他必要な職員を置き、所長のもとに那覇市学校給食センターが運営されることを確認したいという点と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の方から、法令上、条例で職員に関する規程を設けないといけない部分がありましたので、その部分を加えるということでもあります。第4条の方は委任の部分でありますけれども、現行では、「この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める」となっておりますけれども、学校給食センターの運営そのものも含みまして規則以外に、例えば、給食費の額の確定については、教育委員会の訓令と、そういったものに定められておりますので、その部分を含まれる意味合いにするために、委任の方を「この条例に定めるもののほか、給食センターに関し必要な事項は、教育委員会が定める」として、規則あるいは訓令等で定めるということになっております。

次の4ページ、今回の条例の付則の部分ですけれども、「この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。」これは、高良学校給食センターの部分でございますけれども、工事の進捗等の影響で設置が遅れますので、それが確定した段階が、委員会規則の施行

目で定めるといった内容になってございます。

関連しますので、引き続き議案第29号を説明していきます。こちらの方も2ページをご覧になってください。提案理由としましては、那覇市学校給食運営審議会を設置するため、那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正するというものでございます。3ページの方が、那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の中身になります。現行の教育委員会の附属機関、那覇市いじめ問題専門委員会の次に、新たに那覇市学校給食運営審議会、担任する事務としては学校給食の運営に関するということと、新たに設けるとことになっております。

その運営審議会の説明につきましては、別途当日配付資料が配付されていると思っておりますけれども、現在、那覇市の学校給食につきましては、平成14年2月7日に改定されました、那覇市学校給食基本方針というのがございまして、そちらを基本として運営されております。当初、平成4年に教育委員会会議で決定した方針があつて、平成14年に改定されておりますけれども、実は、この基本方針を読んでもわかるとおり、いわゆる給食の食育についての詳細を規定した部分がございます。資料の裏面の方にですね、学校給食法、これが平成20年改正されまして、こちらの方に基本的な食育基本法に則って、学校給食の目的として、学校における食育の推進というのが明記されております。目標についても、従前4つの目標だったものが、この食育も含めて7つの目標が掲げられております。現行の基本方針については、その部分が反映されていない基本方針であることから見直しが必要であろうというふうに考えており、その見直しする際について、給食関係者や学識経験者等の意見を踏まえた形で、方針の見直しを行いたいということで、今回、新たに附属機関として那覇市学校給食運営審議会を設けたいという部分もございまして。

新たに運営審議会を設けるに際して、資料の2枚目の方で図示しているものがございまして、現在の給食センター運営委員会というのはあくまでも給食センターの運営について審議する附属機関でございますので、那覇市の学校給食全般を審議するような、運営審議会を新たに設ける必要があるということで、今回の改正をしております。現在、給食センター運営審議会の方で行われております、各給食センターの給食費の予算・決算等につきましては、新たに設ける給食運営審議会の方に部会を設けまして、そちらの方で内容を審議してもらいたいという形に変更したいと思っております。併せてその際には、単独校調理場、現在14校ございまして、そちらの給食費関係部分ですね、那覇市給食全体として部会を設けたいという内容になっております。現在12の給食センターがございまして、それぞれに運営委員会がございまして、総勢74名、各学校の校長・保護者代表の方で構成されております。そちらの部分をもとめた形で、部会の方でそういったことを審議できるような形に持っていきたいというふうに思っております。なお、運営審議会の方でも、

委員の予定としましては、市立学校の校長4人、保護者の代表4人、学識経験者2人、その他5人となっていますけど、学校医、栄養教諭等、その他給食に関わっている人、例えば給食の牛乳とかパン等をまとめて取り扱っている公益財団法人沖縄県学校給食会の役員の方等も入れられたらなとちょっと考えているところがございます。その運営審議会の中には先程も申しましたけれども、部会を置くことができるという規定と、あと何か課題とかがあった場合に、他に臨時委員を加えられるような形、あと学校給食に関して教育委員会に意見を申し出る権限も併せて任せたいなど考えているところがございます。以上であります。

田端教育長 ありがとうございます。ただいまの議案第28号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」と、議案第29号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」ということでありますので、この2件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。あるいは、再度の説明のお願いでもよろしいですので、いかがでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員 では、確認という意味で。この表を見ると、これまで12の運営委員会があつて、それぞれの運営委員でいろいろ協議されてきていたと思うんですが、これが74名いたと。それぞれの給食センター運営委員会というものが、この給食運営審議会に代わって、74名ではなくて15名にまとめたということですか。例えばこの15名の委員の中で、校長、保護者、学識経験者、その他というふうになっているわけですが、校長がその審議会に関わるのは4名だけということですよ。この選定はどんなふうにして考えておられますか。今、学校は53校ありますよね。

伊禮課長 今、想定ですけれども、那覇市の場合、給食の運営につきましては、いわゆる給食センター校と単独校、そして給食センターでも大規模なセンターと小規模センターがございます。それぞれの部門から1人で、中学校につきましては、単独校が1校で、あとは給食センター校となっておりますので、中学校の校長を代表して1人ということで想定してございます。

本仲委員 ここでちょっとお願いなんですけれども、いろいろ現場の声が集約されるような形で、この審議会が運営されていくと良いなと思っています。今まで12運営委員会があつて、集まるのは校長としては大変だったと思うので、この辺の効率化を図ったということでは、良いことだなと思いますけど。ちょっと懸念されるのは、さっき言ったように、現場の声がどれくらい反映されるような形で取り上げられてほしいというふうに思いました。以上です。

田端教育長 当然、それぞれ小さい所から、がばっと大きく1つになるということなので、そこら辺の、懸念に対するお願いということでもあります。大丈夫でしょうか。はい、仲村学校給食センター所長、どうぞ。

仲村所長

学校給食センター所長の仲村でございます。現在、12の学校給食センターがあって、現在の運営委員会というのは、単独校を省いた学校給食センターのみの運営委員会なんですね。その中で主に審議されるのは、給食費の予算・決算、補正予算であったり、それぞれ学校の給食に対する意見で、給食センター側の方から発信するのは、それぞれ栄養士がおりますので、栄養士がこういう食育目標を掲げて、こういうふうな考えで献立を立てていますよと、年間の計画ですとか、学校の食育に生かすようなプログラムはこういうふうな考えの基にやっていますよという報告となります。また、毎年2回残量調査というのを実施しております。この残量調査というのは、文部科学省が定めた子ども達の栄養摂取がございまして、その栄養摂取率を見るために、残量を量って栄養摂取を逆算して求めるというような調査です。それぞれ1日に必要な栄養価というものが、細かく決められておりますので、それを年2回、6月と11月に実施するんですけど、その時の経緯ですとか、小規模センターですと、同じ学校で数年残量調査を行いますので、その数年間行った結果が、こういうふうに反映して、子ども達が嫌いだった物もこういうふうに工夫すれば食べられるようになったとか、あと、食育で食べられるようになったとか、そういったようなことを、発表、報告しております。現行は給食センターだけでそういう運営委員会が開かれておまして、単独校はそういう委員会のような形がございませんので、これを那覇市全体の学校給食として、このような給食センターも単独校の栄養士も一緒になって、食育に生かせるような報告であるとか、また、提案をいただいたりですね、そういうことで那覇市全体で生かしていけるんじゃないかというふうに考えております。

田端教育長

個々の学校に対する支援というのは、これまでどおりそういう食育の観点から行っていくというような形で、組織は大きくなるけどそれはしっかりやっていくことによろしいわけですね。ということでありますので、よろしいでしょうか。はい、本仲委員、どうぞ。

本仲委員

もう一つ、去年、上間小学校に行ってみたわけですが、確かまだ供用開始していなかったですね、あの時は。4月1日からはこの上間学校給食センターも高良学校給食センターももう始まるんでしょうか。

田端教育長

はい、仲村学校給食センター長、どうぞ。

仲村所長

上間学校給食センターは12月10日から稼働しております。高良学校給食センターについては、先程、伊禮学校給食課長から説明があったように、工事の進捗がちょっと遅れ気味です。

伊禮課長

高良学校給食センターにつきましては、工事の進捗で若干遅れますので、あと、給食センターが新規ですので、できましても準備とか、作業工程の確認とか、いろいろございまして、今、現在の予定では、夏休み明けからの給食実施を予定しています。それまでにつきましては、4月以降は小禄学校給食センターから高良小学校の方に配

送して、1学期後半から給食開始をしたいと考えております。

本仲委員 お疲れ様です。ありがとうございます。

田端教育長 よろしいでしょうか。この議案第28号、議案第29号に関しまして、他にありませんでしょうか。はい、平良委員、どうぞ。

平良委員 ちょっとお伺いしたいんですけれども、議案第28号の資料の6ページですね。第2条の2の方で「前項の規定にかかわらず、教育長は、天災その他の事由により必要があると認めるときは、臨時に受配校を変更し、又は追加することができる。」という文言があるんですけれども、これは改正前の第3条の最初の部分の代わりという形で受けとって良いのでしょうか。

伊禮課長 今、平良委員からありました部分はですね。3月頃に教育委員会会議にかける部分になるかと思うんですけど、今、ご指摘の部分は第3条に代わる部分として、第2条の2項においています。先程申しました、高良給食センターの稼働までの間、小禄給食センターから配送すると、そういった部分をまとめて規定しています。

平良委員 それとですね。改正後の第3条は「略」というふうになっているんですけれども、改正前の第3条には給食の停止に関して書いてあるんですけれども、改正後の方には、給食の停止というのは、書いていないんですよ。その辺はこの第3条の方に出てくる形になるのでしょうか。

伊禮課長 通常、給食の停止となる場合は、例えば食中毒等が発生した場合とかですね。当然そうなった場合は、基本的には保健所から、民間でしたらいわゆる6日とか、営業停止がかかりますけれども、そういったものの想定です。これは、当然、規則等に規定しなくても、実質、停止せざる終えないという部分になるかということで、通常の運営の中で対応する範囲なのかなということで、あえて規則の中ではそこまで触れなかったということです。

平良委員 ありがとうございます。

田端教育長 他にありますでしょうか。よろしいですか。はい、それでは議案第28号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 議案第28号「那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、議決いたしました。

次であります。次に、議案第29号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは議案第29号「那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

制定に関する意見の申出について」は、議決いたしました。ありがとうございました。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上を持ちまして平成30年度第17回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第28号	那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第29号	那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見の申出について	原案どおり可決
議案第30号	平成31年度那覇市一般会計予算に関する意見の申出について	修正可決